



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. フレックスタイム制 法改正を検討

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. マンション管理組合の収益事業

NEWS1. フレックスタイム制度 法改正を検討

フレックスタイム制を柔軟に運用できるようにするため、政府が法改正を検討していることがわかりました。労働者が始業と終業の時刻を決めることができるフレックス制は、仕事と家庭の両立に向けたワークライフバランスの向上につながるかと期待されていますが、導入している企業は5%にすぎません。厚労省は来年の通常国会に労働基準法の改正案提出を目指しています。

労働基準法では、労働時間の上限を原則1日当たり8時間・週40時間と定めていますが、フレックスタイム制は、1か月を上限とする一定期間(精算期間)の総労働時間を定め、その範囲内で毎日の労働時間を労働者が自由に定めることができる制度です。

ただ、精算期間の上限が1か月のため、例えば「3か月を精算期間とし、週平均40時間働く」といった運用ができません。このため厚労省は精算期間の上限を数か月に延長する方向で検討しています。

現行のフレックスタイム制では、所定の労働時間を超えた場合に翌月の労働時間を減らすといった調整ができず、季節要因などで繁忙期と閑散期の労働時間に差がある職場では導入が困難でした。制度の見直しによって繁忙期は残業をし、閑散期は早い時間に退社するなど柔軟な働き方が可能になります。

また、育児や介護などの事情を抱える労働者については、精算期間内の労働時間が所定に満たない場合でも、不足時間分を年休とすることで賃金が減額させない仕組みも検討されます。

子供の病気や親の介護などで早退したり、出勤時間を遅らせることができるため家庭の事情がある人もフルタイムで働くことが可能になります。また、企業サイドも労働力の確保につながるメリットがあるなど、厚労省は規制の緩和で導入を促します。

NEWS2. (書籍の紹介)

『表彰制度 会社を変える最強のモチベーション戦略』

「お金」より「名誉」でヤル気は引き出せる 太田 肇著

(内容紹介)

日本で初めて表彰制度について書かれた本です。この本を参考にして、皆さんの会社に合った表彰制度を取り入れてみてください。驚くほど会社が変わります。「すでに表彰制度があるけどマンネリ化している」などという場合でも、制度を見直し効果的な表彰に改革するチャンスとなります。

人知れず苦勞をしている時に不満はたまります。その「人知れず」のところを表彰制度を利用して「オモテ化」する。つまり仕事のプロセスを公開しあえる企業風土が社員のやる気を引き出します。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先: 朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

マンション管理組合は、移動体通信業者との間で、携帯電話基地局(アンテナ)設置のためにマンション屋上(共用部分)の使用を目的として、建物賃貸借契約を締結することとなりました。今後、マンション管理組合は、当該建物賃貸借契約に基づきマンション屋上の使用の対価として設置料収入を得ることとなりますが、当該設置料収入は、法人税法上の収益事業(不動産貸付業)に該当することとなりますか。

なお、このマンション管理組合は、法人税法上、人格のない社団等又は公益法人等に該当することを前提とします。

Answer

収益事業たる不動産貸付業に該当します。

**【解説】****1 人格のない社団等及び公益法人等の課税関係**

法人税法上、内国法人(人格のない社団等を含みます。)に対しては、各事業年度の所得について法人税を課することとされており(法法3、5)、このうち人格のない社団等及び公益法人等に対しては、各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得には法人税を課さないこととされています(法法7)。

したがって、マンション管理組合(人格のない社団等又は公益法人等)に対する法人税は、収益事業から生じた所得にのみ課されることとなります。

2 収益事業の範囲

法人税法上の収益事業とは、販売業、製造業その他の一定の事業で、継続して事業場を設けて行われるもの(法法2十三)、この一定の事業には不動産貸付業が含まれています(法令5①五)。

したがって、マンション管理組合が賃貸借契約に基づいてマンション(建物)の一部を他の者に使用させ、その対価を得た場合には、収益事業(不動産貸付業)に該当し、その収益事業から生じた所得に対して法人税が課されることとなります。

3 結論

マンション管理組合は、移動体通信業者との間で建物賃貸借契約を締結し、当該契約に基づいてマンション屋上の一部を移動体通信業者に使用させ、その設置料収入を得ていますので、当該行為は不動産貸付業に該当することとなります。

【参考】**マンションの収益事業について**

マンションに設置された駐車場で、空き駐車場を区分所有者以外の者への使用を認めた場合(外部使用)、外部使用部分だけでなく、区分所有者の使用も含め、そのすべてが収益事業とみなされる場合があるので注意が必要です。

根拠条文等

法人税法第2条第13号、第3条、第5条、第7条

法人税法施行令第5条第1項第5号

国税庁質疑応答事例

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 田中・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850